

57	福祉保健局	特別な支援を要する子供と家庭への対応強化
事業概要	<p>学校、幼稚園、保育所や子供家庭支援センター、保健所、保健センター、警察、児童相談所等の関係機関が連携し、子供と家庭の状況に応じ、虐待の未然防止から早期発見・対応など必要な支援を行っている。</p>	
これまでの経過	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <p>☆：共通 ○：児童相談所における取組 ●：区市町村における取組</p> </div> <p>平成15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各児童相談所に虐待対応班を設置 ○ 児童相談センターにおいて通年開所を実施 ● 先駆型子供家庭支援センター事業開始 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 東京ルール運用開始 ○ 児童心理司増員（41人から54人へ） <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談センターに児童福祉相談専門課長を配置 <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司増員（平成13年度からの8年間で106人から172人に増員） ● 子供家庭支援センター専門性強化事業開始（虐待対策ワーカー1名増配置。心理専門支援員の配置） <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談センターの児童福祉相談専門課長を2名に増員 ● 児童福祉司認定講習会の規模拡大による、児童福祉司任用資格を有する虐待対策ワーカーの配置を促進 <p>平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司増員（172人から183人へ） ● 先駆型子供家庭支援センターに虐待対策コーディネーターを配置し、関係機関との連携強化を図るとともに、児童人口に応じた虐待対策ワーカーの増配置を行う区市町村の支援を開始 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童心理司増員（54人から65人へ） ○ 児童相談所の機能を充実強化するとともに、福祉保健、教育、警察が連携し、子供と家庭を総合的に支援する拠点として子供家庭総合センターを平成25年2月に開設 <p>平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 児童相談所・子供家庭支援センター等職員向け研修の充実（合同演習の実施等） ○ 児童福祉司を増員（183人から196人へ） ○ 江東児童相談所を平成25年4月に開設（墨田児童相談所の移転改築） ● 子供家庭支援センター担当者連絡会の開催 	

平成 26 年度の取組

- ☆ 児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（東京ルール）改正
- 児童心理司増員（65 人から 78 人へ）
- 区市町村の虐待対応力向上に向けた虐待防止支援モデルプランを策定（平成 25 年度・26 年度事業）
- 子供家庭支援センター向け職員研修を再編し、内容・規模ともに充実させて実施

平成 27 年度の取組

- ☆ 東京ルールを踏まえた子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドラインを作成
- 児童福祉司増員（196 人から 209 人へ）
- 要支援家庭を対象としたショートステイ事業を開始

平成 28 年度の取組

- 児童福祉司増員（209 人から 227 人へ）
- 児童心理司増員（78 人から 91 人へ）
- 児童相談センターに児童福祉専門課長及び児童福祉相談担当課長を配置
- 児童心理の専門課長を配置
- 虐待対策コーディネーターを配置する区市町村への支援として、補助の対象となる配置人数の上限を 1 名から 2 名まで拡大

平成 29 年度の取組

- 児童福祉司の増員（227 人から 250 人へ）
- 児童心理司の増員（91 人から 104 人へ）
- 一時保護所における福祉職業務を補佐する一時保護所業務事務員（保護所クラーク）配置（8 人）

平成 30 年度の取組

- 児童福祉司の増員（250 人から 286 人へ）
- 児童心理司の増員（104 人から 123 人へ）
- 児童福祉司・児童心理司業務のうち事務的業務を補佐する児童相談業務事務員（司クラーク）の増員（17 人から 37 人へ）
- その他、司クラークとは別に、児童福祉司等の業務を補佐する主な非常勤事務員を 20 名増員
- 全庁一丸となった虐待防止対策の推進、警視庁との情報共有範囲の拡大、安全確認行動指針の策定等を実施
- 平成 31 年 3 月に東京都子供への虐待の防止等に関する条例を制定（平成 31 年 4 月 1 日施行）
- 先駆型子供家庭支援センターについては、制度開始から 10 年以上経過し、全ての区市で実施していることから、「先駆型」の名称を外し、子供家庭支援センターの標準とした（現在 55 区市町村において実施）。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの経過</p>	<p>令和元年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の増員（286人から315人へ） ○ 児童心理司の増員（123人から141人へ） ○ 専門課長の増員（4人から6人へ） ○ 一時保護所職員の増員（157人から173人へ） ○ 一時保護所の児童定員を増員（213人から237人へ） ○ 一時保護中の児童に安全・安心な環境で適切なケアを提供できるよう、「東京都一時保護要領」を策定 ○ 児童相談体制強化のための都と区市町村の合同検討会を立ち上げ ● 子供家庭支援センター地域支援力強化事業開始（主任虐待対策ワーカーの配置、要対協調整機関への事務クラークの配置など） <p>令和2年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の増員（315人から350人へ） ○ 児童心理司の増員（141人から164人へ） ○ 専門課長の増員（6人から7人へ） ○ 一時保護所職員の増員（173人から183人へ） ○ 練馬区の子供家庭支援センター内に都の児童相談所のサテライトオフィスを設置 		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現在の進行状況</p>	<p>令和3年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の増員（350人から386人へ） ○ 児童心理司の増員（164人から187人へ） ○ 一時保護所職員の増員（183人から191人へ） ○ 一時保護所の児童定員を増員（237人から250人へ） ○ 台東区の子供家庭支援センター内に都の児童相談所のサテライトオフィスを設置（必要に応じ中央区も活用） ○ 採用活動を担当する専任チームを新たに設置 		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<p>子供家庭支援センターなど地域の関係機関との連携を進め、児童虐待の対応力の強化に向け、都と区市町村の合同検討会で施策の検討等を行うなど、引き続き取り組んでいく。</p> <p>児童相談所・子供家庭支援センター向け職員研修を引き続き実施する。</p> <p>特別区が設置した児童相談所については、都区の児童相談所の合同会議や一時保護所の相互利用などを行い、子供の安全・安心の確保に向け連携して対応していく。</p> <p>（令和4年度の増員状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の増員（386人から422人へ） ○ 児童心理司の増員（187人から208人へ） ○ 一時保護所職員の増員（191人から195人へ） 		
<p>問い合わせ先</p>	<p>福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課</p>	<p>電話</p>	<p>03-5320-4127 03-5320-4371</p>